

参加意思確認公募 別紙1「業務仕様書」

2023年度国別研修「中西部ギニア湾地域の持続的な広域養殖振興に係る養殖漁場環境政策および対策」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、水産資源の有効利用分野においてメンバー国（リベリア、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア）から研修員として日本に招いた水産分野の開発の中核を担う人材に対し、地域養殖ワーキンググループによる健全な養殖環境の実現に資する具体的な提言が作成され、その提言に基づき各國での法制度が整備されることを達成するべく、ホルモン・薬品利用のハーモナイゼーション、バイオセキュリティ管理に係るハーモナイゼーション、防疫対策強化および制度整備に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、インテムコンサルティング株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、持続的な資源の利用を目的に、沿岸漁業、養殖、水産加工や生物多様性保全および湿地環境保全に関する技術の移転を行っている株式会社であり、特に本研修で対象としている養殖振興や養殖環境整備については、開発途上国での豊富な業務経験を有し、技術力を有する人材を要していることから、効果的な研修計画の策定が可能であり、本研修の進行監理としての手配、調整を円滑に行えると想定されます。特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度国別研修「中西部ギニア湾地域の持続的な広域養殖振興に係る養殖漁場環境政策および対策」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024年1月15日～2024年2月2日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年11月初旬～2024年3月下旬（予定）
契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件 :

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間 提出場所	2023 年 9 月 15 日（金）正午まで JICA 東京 産業開発・公共政策課
--------------------	--------------	--

	提出書類	参加意思確認書（別紙3）
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果の通知	通知日	2023年9月20日（水）
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年9月25日（月）
	回答予定日	2023年9月26日（火）
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めるることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機関の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

参加意思確認公募 別紙2 「研修委託契約業務概要」

2023年度国別研修「中西部ギニア湾地域の持続的な広域養殖振興に係る養殖漁場環境政策および対策」研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 「中西部ギニア湾地域の持続的な広域養殖振興に係る養殖漁場環境政策および対策」

(2) 技術研修期間（予定）

2024年1月15日～2024年2月2日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 13名

2) 研修対象国 リベリア、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア

3) 研修対象組織・対象者 CPCO ワーキンググループメンバーまたは研修テーマに対する専門性を有する者

(4) 研修使用言語 英語、フランス語

(5) 研修の背景・目的

養殖振興を短期的に実現するには、生産効率を向上させる技術の導入や金融アクセスの改善などにより一定程度の効果を見込むことが出来る。しかしながら、より持続的な養殖生産を実現するためには、技術や資金だけではなく中長期的な視点から養殖発展の沿革の要因を整備しなくては、それらが将来的な阻害要因となりうることが危惧される。

今日、養殖魚は「作れば売れる」という認識のもと、養殖生産物の安全や養殖環境に対する問題意識は後回しにされ、生産活動にのみ力が注がれている。

しかしながら、汚染された養殖魚による人体への被害や、使用する医薬剤等による環境汚染がひとたび発生し、社会問題として取り上げられた場合、養殖産業そのものの存在が危ぶまれることが危惧される。

地域における養殖生産活動がよりダイナミックかつ広域に展開するにあたり、これらの養殖生産物の安全性の確保や環境負荷に係る法整備やルールの策定は、喫緊の課題として認識されなければならない。

これらの「健全な養殖環境」を整備するための投入は、短期的な成果の発現が見込めず各国の行政努力が極めて限定的であるため有効な取組がなされ

ていない。さらには、優良親魚、種苗などが無秩序に越境移動し、他地域の水系への導入が試行されている現状も、魚病の蔓延や環境へのリスクが指摘されている。そのため、各国が独自の対応を推進するのではなく、地域的な枠組みでのルール作りを行った上で、それらを各国行政に落とし込むアプローチが有用であると考えられる。

については、中西部ギニア湾地域の6カ国を対象に、持続的養殖振興に資する、健全な養殖環境を実現するための地域的な制度整備と自国への適用を目的とし、本研修事業を実施する。本研修で得られた知見は、同地域の養殖ワーキンググループ（以下、WG）により地域ガイドライン（提言）に取り纏められ、中西部ギニア湾漁業委員会（CPCO）を通じて各国政府への提言とされることを上位の目標とする。

（6）案件目標 各国での法制度の整備につなげるため、地域養殖WGに対する健全な養殖環境の実現に資する具体的な提言案を検討する。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 自国および地域における課題とその解決に向けた方針が明らかになる。
- 2) 日本の取組や経験について理解を深める。
- 3) 上記1・2を基に、地域課題解決に資する提言案を検討する。

（8）研修内容

- 1) 研修項目 ホルモン・薬品利用のハーモナイゼーション、バイオセキュリティ管理に係るハーモナイゼーション、防疫対策強化および制度整備、新魚種・新親魚株・遺伝子操作種の導入、魚病発生時の地域対応に関する講義、視察および実習
- 2) 研修方法
 - ア. 講義
 - イ. 演習・実験／実習
 - ウ. 見学・研修旅行
 - エ. レポートの作成・発表
- 3) 当機構が実施するプログラム
 - ア. 集合ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年11初旬～2024年3月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

CPCO 加盟6か国（リベリア、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア）のワーキンググループメンバー、水産局の行政官、水産養殖分野研究者、養殖事業者などに対し、健全な養殖環境を実現するための地域的な制度整備と自国への適用を目的とした研修業務を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語、およびフランス語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を各1名配置予定です。必要に応じて部分的にそれより多く配置することも想定されます。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上